

呉市合理的配慮支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第5条及び第8条第2項の規定により事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、呉市合理的配慮支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障害者への合理的配慮の普及啓発を図るとともに社会的障壁を取り除き、もって障害の有無にかかわらず、全ての市民が共に支え合いながら、自らの意思で社会活動に参加できる地域づくりを推進することを目的とする。

2 補助金の交付については、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例によるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内において、飲食、物販、医療など不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- (2) 自治会
- (3) 市内に事務所を有する特定非営利活動法人その他これに類する市民活動団体
- (4) その他市長が特に必要と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者又は呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者は、対象としない。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、市内において行う合理的配慮の提供に要する経費（消費税及び地方消費税を除く）のうち別表に掲げるもので、補助の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、国又は都道府県その他各種団体等が実施する補助事業、又は市が実施するその他の補助事業により補助の対象となっている経費を除く。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の額は、予算の定める範囲内において、別表に掲げる経費区分の摘要に該当する経費に補助率を乗じた額（1,000円未満の端数が生じる場合は切り捨て）の合計額とする。ただし、別表の経費区分に掲げる項目ごとに補助率を乗じて計算し、経費区分ごとの補助限度額を越えることができない。

(申請)

第6条 補助申請者は、呉市合理的配慮支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費が物品購入費である場合

- ア 対象経費の内容がわかるカタログ等又は仕様書の写し
- イ 対象経費の見積書の写し
- ウ その他交付決定にあたり必要な書類

(2) 対象経費が意思疎通支援者設置費である場合

- ア イベント等の内容がわかるパンフレットの写し又は手話通訳者・要約筆記者等設置計画書（様式第2号）
- イ 対象経費の見積書の写し
- ウ その他交付決定にあたり必要な書類

(3) 対象経費が工事施工費である場合

- ア 工事計画書（様式第3号）
- イ 工事図面の写し
- ウ 対象経費の見積書の写し
- エ その他交付決定にあたり必要な書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、呉市合理的配慮支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請を行った補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（変更申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助申請者（次項による決定を受けたものを含む。以下「補助決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、遅滞なく呉市合理的配慮支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に、第6条各号に掲げる場合に応じ、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、呉市合理的配慮支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、当該変更申請を行った補助決定者に通知するものとする。

（完了の報告）

第9条 補助決定者は、第7条の規定による交付決定又は前条第2項の規定による変更交付決定に係る全ての対象経費の支払を終えた後40日以内に、呉市合理的配慮支援事業補助金完了報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費が物品購入費である場合

- ア 領収書の写し（内訳を記載したもの）
- イ 物品設置写真

(2) 対象経費が意思疎通支援者設置費である場合

- ア 領収書の写し
- イ イベント開催写真

(3) 対象経費が工事施工費である場合

- ア 領収書の写し
- イ 工事契約書の写し
- ウ 工事内訳書の写し
- エ 工事完了写真

(補助金の確定)

第 1 0 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じ
て行う実地調査等により適当と認めたときは、補助金の額を確定し、呉市合理的配慮支援事業補助金
額確定通知書（様式第 8 号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定に当たっては、前条の領収書の写しに記載する額（対象経費に
係るものに限る。）を基に算定するものとする。ただし、当該確定額は、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 2
項の規定により通知した補助金の決定額を上回ることができない。

(補助金の請求及び交付)

第 1 1 条 前条第 1 項の規定により確定通知を受けた補助決定者は、速やかに呉市合理的配慮支援事業
補助金請求書（様式第 9 号）により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った補助決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を
取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他補助金の交付が適当でないと認められるとき。

(補助金の交付決定の取消しの通知)

第 1 3 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、呉市合理的配慮支援事業
補助金交付決定取消通知書（様式第 1 0 号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 4 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る
補助金が既に交付されているときは、呉市合理的配慮支援事業補助金返還通知書（様式第 1 1 号）に
より、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業の見直し)

第 1 5 条 市長は、この要綱の実施後 3 年を目途として、この要綱に基づく補助事業の実施状況につい
て検討を加え、その結果に基づき、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から実施する。

2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第4条，第5条関係）

1 対象経費

経費区分	摘要	補助率	補助限度額
物品購入費	【コミュニケーションツール】 音声拡張器，コミュニケーション支援ボード，筆談ボード，点字メニュー，音声コードを用いたパンフレット等の作成等 【その他】 折り畳み式スロープ，視覚障害者誘導用シート，ローカウンター等	1/2	物品購入費及び意思疎通支援者設置費を合算して 50,000 円
意思疎通支援者設置費	市内開催事業における意思疎通支援者（手話通訳者，要約筆記者等）の設置に係る経費		
工事施工費	スロープ，手すりの設置，多機能トイレ，スライド式ドアへの改修等		200,000 円

備考 経費区分の物品購入費，意思疎通支援者設置費，工事施工費については年1回の申請とする。